

長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金

～新たに就職された介護職員の家賃を補助します！～

長浜市では、福祉・介護人材の確保と定着に向けて、令和3年4月1日以降、新たに介護職員として市内の福祉事業所に就職された方の家賃の一部を補助します。

1 補助対象要件

市内にお住まいで、市税、国民健康保険料（税）、介護保険料に未納がなく、次のすべてに当てはまる人

- (1) 令和3年4月1日以降、市内の福祉事業所に、新たに介護職員として勤務している人
- (2) 週20時間以上勤務している人
- (3) 雇用期間が3か月以上ある人

2 補助金額

家賃月額 $\frac{1}{2}$ ※上限：1万円/月

(勤務先から住居手当等が支給されている場合は、家賃からその額を引いた額)

3 申請方法

次の書類を、高齢福祉介護課又はしょうがい福祉課まで提出してください。

- (1) 長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付申請に係る雇用証明書（様式第2号）
- (3) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 住居手当の支給が確認できる書類 ※住居手当の支給がされている場合
- (5) 振込先の通帳の写し

4 その他

期間は、最長3年

(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)



◆事業の詳細、申請書等は下記のホームページをご覧ください。

長浜市ホームページ（長浜市福祉介護人材確保対策事業補助金）

[トップ](#) ⇒ [福祉・健康](#) ⇒ [高齢者福祉](#) ⇒ [介護保険](#)
[トップ](#) ⇒ [福祉・健](#) ⇒ [しょうがい福祉](#) ⇒ [しょうがい福祉に関する情報](#)



<問合せ・申請先>

長浜市健康福祉部 高齢福祉介護課 TEL：65-7789 FAX：64-1437
" しょうがい福祉課 TEL：65-6518 FAX：64-1767

長浜市福祉介護人材確保対策事業補助金 手続きの流れ



申請者

市

<補助要件>

- ①長浜市に住所がある人
- ②令和3年4月1日以降、市内の福祉事業所に、介護職員として勤務している人
- ③週20時間以上勤務している人
- ④雇用期間が3か月以上ある人

<申請>

補助要件を満たしている場合、上半期分（4月～9月分）を10月末までに下半期分（10月～3月分）を3月末までに次の書類を市へ提出。

- 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 雇用証明書（様式第2号）
※お勤め先で証明を受けてください。
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 住居手当等が確認できる書類
※住居手当等がお勤め先から支給されている場合
- 振込先の通帳の写し

提出

交付申請書類の受理・審査



交付決定通知書の通知



補助金の交付

口座振込

●補助金の入金を確認

※上記の補助要件をすべて満たしていれば申請できます。

※福祉事業所とは、老人福祉法、介護保険法または障害者総合支援法に基づく事業を実施する事業所です。